

役員等の報酬等に関する規程

社会福祉法人ことぶき

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人ことぶきの定款第9条及び第23条の規定に基づき、理事長、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員（以下、「役員等」という。）の報酬に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等の報酬)

第2条 報酬は、役員等が法人の理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会への出席並びに法人及び事業所の運営のための業務に従事したときに支給する。

2 理事長、理事及び監事に対して、各年の総額が800,000円を超えない範囲内で、支給することができる。

(会議の出席報酬)

第3条 役員等が、その職務のため、理事会及び評議員会、評議員選任・解任委員会に出席したときは、報酬として日額3,000円（手取り）を支給する。

2 評議員選任・解任委員会に嘱する等法人事業所との間に雇用契約を締結する職員について、その者の就労時間内にて行われる評議員選任・解任委員会に出席したときは、報酬を支給しない。

(業務報酬)

第4条 理事長は、前条の会議出席以外の日において、毎月法人及び事業所の運営のための業務に従事するものとする。その報酬として、月額25,000円（手取り）を支給する。

（報酬の支給方法）

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。

- 2 報酬は、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。
- 3 月額報酬の支給は、法人の職員給与等支給規則の扱いを準用する。
- 4 日額報酬の支給は、会議等の出席及び業務に従事した都度支給する。

（改廃）

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年6月16日から施行する。

2 社会福祉法人ことぶき役員報酬及び費用弁償規程については、平成29年6月15日にて廃止する。

3 平成30年3月31日改正 平成30年4月1日から施行する。